

「ぎふ清流レクリエーションフェスティバル2022」における 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

制定 令和4年9月28日
施行 令和4年9月28日

1 目的

本ガイドラインは、「ぎふ清流レクリエーションフェスティバル2022」（以下「イベント」という。）開催にあたって、ぎふ清流レクリエーションフェスティバル実行委員会事務局（以下「事務局」という。）が実施する新型コロナウイルス感染防止対策の基本的な考え方を示すとともに、参加者（※）が遵守すべき事項や実施する対策を取りまとめたものである。

（※）本ガイドラインにおける「参加者」とは、当日来場者、ステージ出演者、出展者、事務局スタッフ、県レクリエーション協会スタッフ及び委託業者を含むものとする。

2 事務局が実施する対策

（1）事前対策

① 責任者及び担当者の選任

- ・ イベントにおける感染防止対策の実施責任を持つ「感染防止対策実施責任者」（以下、「実施責任者」という。）及び、イベントにおける参加者の健康チェック及び感染防止対策の徹底を管理、監督する「感染防止対策担当者」（以下、「対策担当者」という。）を選任する。

感染防止対策実施責任者：

・ 岐阜県清流の国推進部ねんりんピック推進事務局長 若山 典

感染防止対策担当者：

・ 岐阜県清流の国推進部ねんりんピック推進事務局課長補佐 伊東 邦昭

・ ぎふ清流レクリエーションフェスティバル事務局長 高田 保

- ・ 感染防止対策の徹底を図るため、団体ごとに「ぎふコロナガード」を1名選任させる。

② 参加者の把握

- ・ 参加者の把握を行い、感染者（感染疑い者を含む）が発生した際の連絡体制を整える。
- ・ 事前把握が可能な出演者、出展者及び事務局等については、「様式1：参加者名簿」（所属、氏名、代表者の電話番号を記載）を作成する。
- ・ 当日来場者については、記帳所において各グループの代表者に「様式2：参加者用紙」（氏名・連絡先等）の記入を依頼する。
- ・ 当該名簿及び参加者用紙については、イベント終了後1ヵ月間保管し、期間経過後適切に破棄する。

③ 参加者への事前周知

- ・ すべての参加者に対して、「3 参加者が実施する取組み」の内容を事前に周知する。

（2）当日の対策

① 健康状態の確認

- ・ 感染防止対策担当者は、受付で「様式1：参加者名簿」により体調確認を実施し、確認結果を実施責任者に報告する。

② 検温の実施

- ・ 感染防止対策担当者は、開催前までに検温を担当する事務局スタッフを指名する。
- ・ すべての参加者に対し、非接触型体温計等による入場時の検温を実施する。

③ マスクの着用

- ・ マスクを着用しない者のイベント参加は認めない。
- ・ マスクの破損や汚れた場合に備え、交換用のマスクを準備する。

④ 手指衛生、環境消毒の実施

- ・ 感染防止対策担当者は、開催前までに、手指衛生（アルコールによる手指消毒又は流水と石鹸による手洗い）、環境消毒（不特定多数の者が触れる場所の消毒）の遵守を確認する事務局スタッフを指名する。

- ・指名された事務局スタッフは、会場、控室の入口及び会場内各所に、アルコール手指消毒液を設置し、参加者に出入りの際や、不特定多数の者が触れる場所を触った後に、必ず手指衛生を行うことを指導する。
- ・不特定多数の者が触れる場所や使用する用具（抽選器、レクリエーション用具）については、イベント開始前後及び使用前に消毒をする。なお、消毒にあたっては、アルコール含浸不織布（アルコール除菌ウェットティッシュ等）を用い、対象物に直接アルコールを吹き付けない。
- ・会場内の手洗い場所には、ハンドソープ（ポンプ式）とペーパータオル（壁掛けホルダー又は縦置きホルダーを使用）を設置する。

⑤ 身体的距離の確保

- ・会場や諸室は、利用制限人数以内で利用する。
- ・利用制限人数が設定されていない会場については、別途、基準を定めて運用する。
- ・感染防止対策担当者は、利用制限人数以内で運営するため、「様式3-1：収容人数管理用紙」「様式3-2・3：退場・再入場管理用紙」にて、入場者数を管理する。
- ・余裕を持った入場時間・退場時間を設定し、密集、密接を避ける。
- ・参加者同士の身体的距離は、2 m以上、やむを得ない場合は1 m以上を確保して、密集、密接を避ける。
- ・ステージと観客との間には十分な距離（2 m）を確保する。
- ・入場口や出展・体験ブースなど待機列が発生する可能性がある場所には、身体的距離を確保するためのサインを2 mおきに設置する。

⑥ 屋内施設の換気

- ・利用施設がエアコンと独立した換気設備を設置していることを確認し、常時稼働させる。出入口は開放しエアコンで室温調節を行う。
- ・常時換気ができない場合は、出入口及び窓を常時開放することを原則とする。
- ・天候等により窓の開放ができない場合は、出入口にサーキュレーターや扇風機を設置し、室外に室内気が排気できるよう配慮する。この場合もエアコンで室温調節を行う。

⑦ 飲食

- ・会場内での飲食は、原則、飲食専用エリアのみとする。ただし、熱中症予防のための水分補給は可とする。
- ・飲食時は、「食事中以外のマスクの着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話の自粛」を呼び掛ける。

⑧ 救護体制

- ・発熱者を隔離するために、救護室以外の部屋又はパーテーションで仕切ったスペースを準備する。
- ・発熱等体調不良者を支援する救護室で使用する為、マスク、フェイスシールド、ビニールエプロン、手袋等の防護対策物品を準備する。
- ・なお、防護対策物品は1名の救護対象者を対応するごとに交換することを、対応する事務局スタッフに徹底する。

⑨ その他

- ・消毒、弁当配布、ごみ処理、救護を行うスタッフは、業務実施時に必ず手袋を着用し、手指衛生を徹底する。

3 参加者（事務局スタッフを含む）が実施する取組み

(1) 体調管理

- ・団体ごとに選任した「ぎふコロナガード」は、感染予防策の遵守（他者との距離がとれない場合でのマスクを外した会話、飲食時の会話等）を確認し、遵守されていない場合は注意を行う。
- ・日頃から自らの体調管理に十分注意を払うとともに、感染防止対策を講じ、可能な限り感染リスクを軽減するよう努める。
- ・イベントの14日前から検温、健康チェックを行う（任意）。
- ・次の事項に該当する場合は、参加を自粛する。
 - ア 保健所から濃厚接触者として認定され5日間にわたる健康観察期間を経過していない場合。又は観察期間に感染疑い症状があった場合。

- イ イベントの当日に以下の感染疑い症状があった場合。
- ・ 37.5℃以上又は平熱を1℃以上超える発熱がある。
 - ・ 咳、のどの痛みがある。
 - ・ 息苦しさ（呼吸困難）がある。
 - ・ 強い体のだるさ（けん怠感）がある。
 - ・ 味覚、嗅覚の異常がある。
 - ・ 頭痛、鼻水、鼻づまり、くしゃみ等がある。（普段そのような症状がない場合）
- なお、期間中に感染疑い症状があった場合、以下の条件をいずれも満たす場合は、イベントへ参加することを可とするが、参加にあたっては団体の代表者と相談し、慎重に判断をすること。

- ① 感染疑い症状の発症後に少なくとも10日が経過している。
- ② 薬剤を服用していない状態で、解熱後及び感染疑い症状がなくなってから、少なくとも72時間が経過している。

- ウ 新型コロナウイルス感染症の陽性と診断された方との接触があり、5日間経過していない場合。

エ イベントの5日前以降に同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。

- ・ 当日来場者については、入場時に「参加者用紙」を記入し、氏名、連絡先、体調不良の有無を事務局に報告する。
- ・ イベント中に体調の異変を感じたら、総合案内所又は近くのスタッフへすぐに申し出る。

(2) 検温

- ・ 会場到着時に、事務局スタッフ（検温担当）が実施する非接触型体温計等による検温を受ける。なお、37.5℃以上の発熱がある場合は参加できない。

(3) マスクの着用

- ・ マスクの着用しない者はイベントに参加できない。
- ただし、式典登壇者、司会者、プロ出演者、楽器演奏者が、他の人との距離ができる限り2m確保できることを確認した場合のみ、必要最低限の時間外すことができる。
- なお、ミナモダンスの際、発声を伴わない場合には、マスクを外すことができる。

(4) 手指衛生の実施

- ・ 手指衛生を随時行う。
- ・ 不特定多数の者が触れる場所や使用する用具を触った後は必ず手指衛生を行う。
- ・ 手洗い後には設置されているペーパータオル又は自分用のハンドタオルを持参し使用する。

(5) 飲食

- ・ 会場内での飲食は、原則、飲食専用エリアのみとする。ただし、熱中症防止など体調管理のための水分補給はすることができる。
- ・ 飲食に伴いマスクを外す際の会話を自粛する。
- ・ 飲食物の共有、交換はしない。
- ・ 飲食後は必ずマスクを着用する。

4 当日に感染が疑われる人が出た場合の対応

- ・ 会場到着時の検温で発熱（37.5℃以上）があった場合、又はイベントに体調不良又は発熱があった場合は以下のとおり対応する。
 - ① 発熱者を速やかに隔離し、他者との接触を避ける。
 - ② ア 緊急で医療機関の受診が必要と判断した場合は、救急車を要請する。
イ 緊急対応が必要ない場合は、すぐに帰宅させ必要に応じて医療機関を受診することを勧める。
 - ③ 発熱等体調不良者の対応をする事務局スタッフは、マスク、フェイスガード、ビニールエプロン、手袋など防護対策を徹底する。また、1人対応するごとに防護対策物は交換する。
- ・ イベント中に発熱者及び体調不良者が出た場合は、主催者でイベント継続について協議をする。

5 イベント終了後の対応

- ・イベント終了後は、使用した施設（観客席、控室等）、物品の消毒を行う。
- ・イベント終了から5日間の期間について、参加者は健康チェックシートによる体調管理を継続し、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、又は感染疑いの症状が出た場合は各団体の代表者を通じて速やかに事務局へ報告する。なお、事務局スタッフについても5日間体調管理を行い、異常があった場合は、速やかに実施責任者へ報告する。

6 各種ガイドラインの遵守

イベントの実施においては、岐阜県「コロナ社会を生き抜く行動指針」を遵守するほか、特に注意を要する内容については、以下のガイドラインに基づき必要な対策を実施する。

- ・一般社団法人岐阜県レクリエーション協会
レクリエーション活動の再開に向けた新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン